

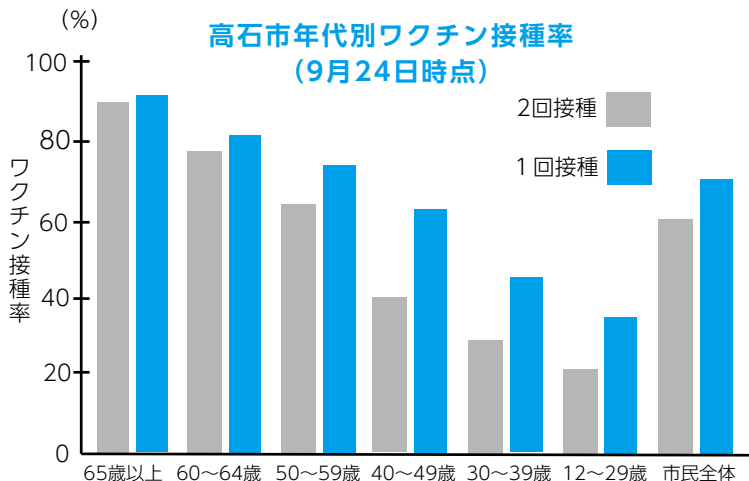
新型コロナウイルスワクチン接種

- 以前の生活に戻るために、ワクチン接種の検討を -

9月24日現在、市民で新型コロナワクチンの2回目の接種を終えた人(12歳以上)は医療従事者等を含み6割を超え、また1回目の接種を終えた人は7割を超えています。今後、政府はワクチンの接種証明などを活用し飲食やイベント、旅行などの日常生活の制限を緩和していく考えを示しています。コロナ蔓延前の生活に戻るためにも、ワクチン接種は有効な予防手段です。接種希望者は各医療機関の個別接種などをご利用ください。

問合先 地域包括ケア推進課 ☎(267)1160

高石市年代別ワクチン接種率
(9月24日時点)



緊急事態宣言地域の行動制限緩和方針
(9月9日時点)

	現状	緩和後
飲食店	酒、カラオケ提供店は休業。それ以外は午後8時までに営業短縮。会食は4人以下に限定。	営業時間、酒の提供、会食人数の制限を緩和
イベント	人数上限は5000人 かつ収容率50%	人数制限の緩和を検討
移動	不要不急の帰省、旅行など都道府県間の移動は極力控える	都道府県を跨ぐ移動を自粛要請の対象にしない。観光振興策を検討
学校	感染リスクの高い部活動や課外活動を制限	原則可能

ワクチン接種、検査陰性を条件

自分でできる対策を再確認！！

家庭内でできる感染症対策



1. 帰宅後の手洗い、うがい
2. こまめな消毒・除菌
3. 食事は大皿よりも小分けで
4. 家の中でのマスク着用

コロナ禍でストレスをためないために

■ 場所を選んで適度な外出を

感染場所は、換気が悪く、マスクをしていない人が集まる場所に多く見られます。マスク着用などの対策を徹底し、場所を選べば、外出を過度に恐れる必要はありません。



■ 「健康二次被害」を防ぐために運動をしましょう

1日の平均歩数は8000歩以上、筋トレは週3回など、目標を立てて運動することを意識しましょう。



個別接種が可能な医療機関一覧

市ホームページ「新型コロナウイルスワクチン接種特設ページ」からご確認いただけます▶▶▶



新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等

※掲載情報は、9月27日時点のものです。最新の情報は、お問い合わせください。

感染に強いまちづくり 感染防止認証ゴールドステッカー

府は感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、新たな認証制度を創設しました。

対象 飲食店（宅配、テイクアウト、フードコートは対象外）

認定基準 国基準を基本に、府独自基準を設定

例 ・アクリル板等の設置（座席間隔の確保）

- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底、CO₂センサーの設置
- ・症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨
- ・コロナ対策リーダーの設置 等

※発効手順等の詳細については、大阪府感染防止認証ゴールドステッカーホームページをご覧ください
どうか、問合先までご連絡ください▶



問合先 大阪府感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター
☎06(7178)1371（受付時間：9：30～17：30 平日のみ対応）



中小法人・個人事業者の方へ 月次支援金

対象 ①と②を満たせば給付対象になり得ます

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

支給額 中小法人等：上限20万円/月
個人事業者等：上限10万円/月

申請 オンライン申請

申請期間 8月分：令和3年10月31日まで

9月分：令和3年10月1日～11月30日まで

※申請に必要な「登録確認機関での事前確認」が受けられるのは8月分：10月26日、9月分：11月25日までとなりますので、ご注意ください。

問合先 月次支援金事務局 相談窓口 ☎0120(211)240
（受付時間：8：30～19：00 全日対応）



※詳細・申込方法は 経済産業省 HP をご覧ください▶

大阪府営業時間短縮協力金について（第8期）

令和3年9月1日～9月30日の間、大阪府からの休業や営業時間短縮の要請にご協力いただいた飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、事業規模（売上高）に応じて協力金を支給します。

対象 1. 大阪府内に要請対象施設（飲食店、遊興施設、結婚式場）を有する

※食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗であること

2. 令和3年9月1日から9月30日までの期間において、以下の①または②のいずれかの要件を満たすこと

①通常午後8時を超えて営業する店舗において、酒類の提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）及びカラオケ設備の提供をしないで、午後8時までに営業時間を短縮又は休業すること

②通常午後8時までの時間帯に営業している、酒類の提供（利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）又はカラオケ設備を提供する店舗において、休業すること。

申請期間 令和3年11月4日まで

（郵送の場合、当日消印有効）

申請方法 オンライン申請または必要書類を郵送

問合先 大阪府営業時間短縮協力金コールセンター
☎06(7178)1342

（受付時間：9：00～18：00 / 日曜日は除く）

※詳しくは、府ホームページをご覧ください▶

